9 第4章 計画の推進のために

第4章 計画の推進のために

1 計画推進の視点

(1) 地域住民等の参加による地域の福祉力向上の視点

福祉は限られた人に必要とされるものではなく、加齢や心身の状態の変化、生活環境の変化などで誰でも支援を必要とする立場になる可能性があります。地域住民一人ひとりが、隣近所のことを「我が事」と受け止め、支え合いの輪が広がっていく「小さな福祉の力」が、身近な地域には必要となっています。

地域のつながり・支え合いによる、安心できる住みよい地域を築いていくために、地域住民のほか、自治会や各種団体、ボランティア団体、NPO、サービス事業者、町内企業、町内社会福祉法人を含めた「地域住民等」が参加し、連携・協力するなど、地域の福祉力向上の視点を重視します。

(2) 人権尊重と「共生社会」~共に生きる地域づくりの視点~

地域生活においては、「一人ひとりの人権を最大限尊重する」ことが大切であり、年齢の違いや障がいの有無、生活困窮などに関わらず、共に生きる「共生社会の実現」の視点を重視します。 また、人権問題をはじめ、虐待やDVなどの権利侵害に対して、権利を擁護する取り組みを推進するとともに、子どもの頃からの福祉教育を推進するなど、人権尊重の視点を重視します。

(3) 包括的な支援と利用者本位のサービス提供の視点

法制度や保健福祉サービスが多岐にわたり、複雑化する中で、支援を必要とする人の状況も 多様化しています。さらに、世帯の中にいくつもの困りごとを抱えている場合もあり、相談や 支援を包括的に行う必要性が増えてきています。

相談機関やサービス提供者等のネットワーク化を促進し、包括的支援の視点を重視するとともに、「自己決定により自らの人生を切り拓き自己実現を図っていく」という利用者の持っている力を引き出す援助(エンパワーメント)を重視するなど、利用者本位のサービス提供の視点も重視します。

2 計画の普及・啓発

地域福祉の推進は行政と地域が協働して進めるものであることから、地域に対し、地域福祉への理解を深め、参画する機運を高めていくために、本計画書をホームページで公開します。また、様々な機会を通して、地域福祉推進の趣旨や本計画の方向性、取り組みについて周知を図り、理解と参画を促していきます。

3 協働による計画の推進

本計画を推進していくにあたっては、地域住民をはじめ、地域の関係機関・団体、サービス事業者等が地域福祉を担う主体として互いに連携し、それぞれの役割を果たしながら、協働して計画の推進を図ることが重要となります。

(1) 行政の役割

行政は、地域の福祉の向上を目指して、本町の福祉施策を総合的に推進していく役割を担っています。そのため、公的サービスの充実を図るとともに、地域福祉推進の方向性を明らかにし、地域住民や地域の関係機関・団体、サービス提供事業者等地域の様々な主体と相互に連携・協力を図りながら、地域の福祉力を高めていきます。とりわけ、社会福祉協議会については、地域福祉推進の中核となる民間組織であることから、より密接な連携と事業・活動への必要な支援を行います。また、保健・医療・福祉分野と教育、交通等の生活関連分野との連携を図るために、庁内連携体制を強化していきます。

(2) 社会福祉協議会の役割

社会福祉協議会は、自ら福祉サービスを提供する活動にも取り組んでいますが、地域福祉推進の中核となる存在として、地域の福祉ニーズの把握と住民福祉活動の推進を担うほか、関係団体、サービス事業者、行政等地域の様々な主体をつなぐコーディネート役としての機能、地域の社会資源の発掘と活用、福祉活動の企画・実施等の役割を担います。

(3) 住民の役割

住民は、地域福祉に対する意識を高め、地域社会を担う一員であることの自覚を持つことが大切です。そのため、あいさつや声かけなどで互いに顔の見える関係づくりを心がけ、地域で困っている人を気にかけるとともに、自治会への加入や地域活動、地域福祉活動への参加など、主体的に地域福祉の推進に参画する役割を担います。

(4) 関係団体等の役割

自治会、老人クラブ、子ども会、青年会、女性会等の地域組織並びに町内の福祉関係団体、NPO、一般事業所等の様々な主体は、それぞれの特徴を活かしながら地域福祉に貢献する活動を推進する役割を担います。特に、公的支援のみでは対応が難しい福祉課題については、各団体間の連携及び町や関係機関等との連携を意識し、協働して課題解決に取り組みます。

(5) 福祉サービス事業者の役割

福祉サービス事業者は、利用者の自立支援、サービスの質の確保、事業内容やサービス内容の情報提供・公開などを進めるとともに、施設の開放、関係機関・団体及び住民福祉活動との連携を図るなど、積極的に地域福祉の推進に参画する役割を担います。

【住民の参画!】地域福祉において住民等に期待すること

地域参加や支え合いについては

- 〇地域の福祉課題は自らの課題として捉え、 地域の福祉活動にできる範囲で積極的に参加・協力しましょう。
- 〇地域に貢献することを役割の一つとして捉 え、ボランティアなどに関心を持ち自分が できる活動を考え、実践してみましょう。
- ○支援を要する人への支援方法に困ったら、 行政や社協に相談しましょう。

地域組織や町内事業所等については

- ○町内の各種団体や組織及び事業所等では、 地域貢献も役割の一つとして捉え、自分達 ができる活動を考え実践してみましょう。
- ○自治会及び各種団体等は自らの活動について、地域への情報発信を行いましょう。

相談窓口については

- 〇地域の様々な相談窓口を知り、困った時は 進んで相談窓口を利用しましょう。
- 〇身近に困っている人がいたら、相談窓口の 利用を進めてみましょう。

防災や防犯については

- 〇地域の防災組織や防災訓練に参加しましょう。
- ○地域に不審者がいれば、関係機関に連絡しましょう。

情報の把握については

○「広報紙」や「社協だより」などに目を通し、 地域の福祉事情に関心を持ちましょう。

見守りについては

○支援が必要な世帯が孤立することがないよ う、見守りや地域のつながりを大切にしま しょう。

虐待等の防止については

○虐待やDVの発見又は疑いがあると考えられる場合は、関係機関に通報しましょう。

4 計画の進行管理

(1) 事務局評価の実施

本計画の評価・進行管理を行うために、本計画の取り組むべき施策・事業の進捗状況や成果等を 把握し、事務局評価(自己評価)を行います。

(2) 計画の進行管理・評価への住民参加

本計画の策定や推進においては、住民参加が大前提となっており、計画の評価においても、住民 参加を図る必要があります。そのため、住民ワークショップの開催や地域福祉懇談会の活用など を通して、計画の進捗状況や成果等に対する住民の意見・提言を伺い、とりまとめていきます。

(3) 地域福祉推進計画評価委員会による評価(第三者評価)

事務局評価と住民の意見・提言を踏まえた上で、総合的に計画の進行管理と評価を行うために、「地域福祉推進計画評価委員会」による毎年度点検・評価を行います。

